

Title	独逸兼営銀行論 (中) (独逸兼営銀行の銀行経済的経営関係の解剖)
Sub Title	
Author	大矢知, 昇
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.6 (1918. 6) ,p.823(119)- 832(128)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180600-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ず。(b) 國庫收入の報告に據るに、千九百十六年中國庫が一時借入金に於ける「政府證書」の増額より大なりし事實あり。(c) 千九百十六年來英蘭銀行は利子を定め、短期又は他の期間に於て、諸銀行の殘高を吸収したり。(d) 英蘭銀行週報に於ける變動の意義を解釋するに慣れたる金融界の専門家は千九百十七年一月十二日より二月十六日に至る間五分利付軍事公債の發行に際して、英蘭銀行の週報に起れる變動に就て、觀察を下したり。例へば「エコンノミスト」は千九百十七年五月十九日の特別銀行號に於て曰く英蘭銀行の週報は戰時同銀行が複雑なる仕事を行ふ爲めに、甚だ了解に困難なる點を生じ來れり。殊に英蘭銀行が他の銀行より資金を借入るゝ爲めに、此困難を大ならしめたり。往時に於ては英蘭銀行が資金を借入るゝや、證書并に

預金の兩項より、同額の減少を來したり。然るに今日斯る事あらんか、双方の項目に於ける金額の増加を生ず可しと。

之を要するに、戰時市中諸銀行の支拂準備金の増加したるは、英蘭銀行の信用膨脹、英蘭銀行に於ける市中諸銀行勘定に對する振替、政府の諸銀行遊金に對する借入金の拂出政府紙幣の形態に於ける市中諸銀行支拂準備金の増加諸銀行の膨脹せしめたる信用の政府利用等に基づくものにして、斯る増加に就て、市中諸銀行の取引先が法貨を引出すよりも多く之を預入れたることに出づる作用は之を見る能はず、寧ろ公衆は物價賃銀に急速なる騰貴の行はるゝ結果、開戦以來法貨を吸入して已まざりき。千九百十四年中市中諸銀行の支拂準備金に六千九百三十萬磅を増加したるは、英蘭銀行の「其他預金」増加し、且つ政府紙幣の形態に於て、市中諸銀行

の手元現金増加したるに歸す可く、千九百十五年に於ける二百八十萬磅の小なる増加は「其他預金」に於ける數百萬磅の減少に基き、又千九百十六年に於ける一億一千三百萬磅の増加は政府の銀行遊金に對して數次行ひたる借入并に市中諸銀行に於ける手元現金の増加に依るものなり。

獨逸兼營銀行論 (中)

(獨逸兼營銀行の銀行經濟的經營關係の解剖)

大矢知 昇

五

不斷的發展を爲しつつある獨逸經濟生活に順應して、進歩する獨逸兼營銀行の本體を、把握

し、國民經濟的見地より、これの功罪を批判せんとするには、該銀行の銀行經濟的實在の認識 (Erkenntnis der bankwirtschaftlichen Wirklichkeit) を其出發點と爲さざるを得ない、而して此認識に至らんとするには、經驗的銀行科學的研究なる手段に倚恃するの要がある、蓋し、抽象的研究は經驗的銀行科學的研究 (empirische bank-wissenschaftliche Forschung) を基礎と爲す時に初めて、其確實と妥當とを認識せらるゝからである。かの包括的研究を以つて銀行論の最高科學的目的なりと喝破し、此意味に於いて、從來の獨逸兼營銀行論は non Multum, sed Malta なりと、罵りし、ボーゼニツクスら、其著「新獨逸兼營銀行論」の第一卷に於いては専ら經驗的、研究方法に依倚したるが如きも亦明らか此間の消息を語るものである。經驗的研究の對象たる兼營銀行は、獨逸に於ける、すべての兼營銀行

を細大、網羅せず、其典型と看做し得べき、九大兼營銀行を研究目的と爲すものである。今九次の如し。

行 名	設立の土地	設立の年度
1. A. Schaaffhausenscher Bankverein	Köln	1848.
2. Bank für Handel und Industrie.	Darmstadt und Berlin	1853.
3. Direction der Disconto-Gesellschaft.	Berlin	1851.(1856)
4. Berliner Handels-Gesellschaft	Berlin	1856.
5. Mitteldeutsche Creditbank.	Frankfurt a. m. Berlin.	1856.
6. Deutsche Bank.	Berlin	1870.
7. Commerz- und Disconto-Bank	Hamburg-Berlin	1870.
8. Dresdner Bank	Dresden Berlin	1872.
9. Nationalbank für Deutschland	Berlin	1881.

(商業登記簿に登記したるものの順序に従ひたるものでない。銀行によりては事實上の設立の法律的設立より遅れたるもの多々あり、元より登記の前後は権利義務なる法律的立脚地

より見れば緊要なるも、純經濟的研究に採りては、餘り重要ならざるにより、上述の設立の年度は事實上の設立の年度に従つたものである)。

是等諸銀行は其定款の定むる處に従ひ、一定の經濟的活動區域を有し、此區域内に於いて、所定の業務を營むを其目的とするものなれば營利的意思團體(Willensgemeinschaft) たると同時に行為團體(Tatgemeinschaft) である。上述九大銀行に兼營銀行の典型を見出し是れを基礎として、兼營銀行の本體に接近せんとするは經驗的銀行論の第一歩である、而して上掲銀行の公表する、貸借對照表、損益表、資産負債表、及營業報告に依恃して、是れを其研究材料と爲すは經驗的銀行論の第二歩たると同時に其特徴である、是等の諸表の表出する數字は『靜的數字』である、更言すれば、不斷、不絶の變化展開の行程にある銀行業務を、一時的靜的狀態にありと假定して、是れを數字的に表出したもので、一種の價值擬制(Wertfiktion) である、而して吾人は此價值擬制たる、諸表の力に依りて、銀行經

濟的實在の認識に達せんとするのである、銀行經濟的實在の認識は銀行經濟的經營關係を解剖するによりて到達するを得、銀行經濟的經營關係の解剖は、先づ銀行業務の方向、及び經營方針換言せんか銀行業務の發達の傾向(Richtung oder Entwicklungstendenzen) より初むるを、捷徑、良法と爲すのである。

『近代資本制經濟組織に於いては、貨幣資本(Geld Kapital) は國民經濟の生理的過程に於ける、血液である、従つて貨幣資本の授受及其順序を任務となす銀行は國民經濟なる有機體の心臟と看做すことを得』とは、碩學シェーフルの言であるが國民經濟に於ける貨幣資本及銀行の職能を闡明にした好箇の比喩である、人體の強弱が血液の清新如何により、血液の清新が心臟の強健如何に依るが如く、貨幣資本は國民經濟の興亡と至大の關係を有し、貨幣資本の活用如

何は、心臓的作用を營む銀行の經營方針によりて制約せらるゝものである、換言すれば銀行の經濟的經營の様式如何により、其國民經濟的過程形成の上に多岐多様な影響を興ふるものである、されば國民經濟の見地より一國銀行制度を品臨批判せんとせば、其國銀行の經營方針及其推移の研究を強要せらるゝのである、而して經營方針及其推移は銀行の總收入を見れば明かに知るを得るものである、蓋し、銀行も資本主義的企業なるが故に、營利 (Erwerb) なる餘剰の存在は其企業存續の上より見て緊要である。而して此總收入は銀行經營方針の如何により其科目に種々異りたる名稱を付せらる、従つて總收入のよつて成る利益の名稱の相違はやがて營業方針の特徴を示すに足るが故である、是れ彼の懷疑の中心たる獨逸兼營銀行の本質を明かにするの途たると同時に『銀行制度調査委員會』の

決議と照合するとき多大の興味を感ずるものである。獨逸銀行の使用する Rohertrag; Bruttoertrag; Bruttogewinn; Einnahme Bruttoeinnahme なる語はすべて、總收入の意に解した。各銀行の發表する損益表を基礎として、總收入を研究するに當り、障礙となるものは銀行によりて、收入の分類、彙別に相違の存することである。例へば繰延業務に干與するによりて生ずる、繰延日歩 (Report 及 Deposit) を利子勘定と爲して整理するものと、株式勘定に入れて整理するものとあり、獨逸商工銀行は前者に屬し、他の銀行は後者の方法に従ふが如き、或又、利子勘定の内容を爲すものを、繰延日歩のみに求むる、獨逸國民銀行あるに反し、利子勘定中に抵當貸 (Lombard) より生ずる収入を包含せしめ居る、中部獨逸銀行の如きあり、或又、株式勘定中に組合利益 (Konsortium Konto) と繰延日歩を含まし

むるドレスデン銀行ある一方に、組合利益のみを以つて株式勘定を構成せしむる中部獨逸銀行あり、或又、不動産よりの収入を賃貸收入 (Miets einnahmen) なる包括的科目に入れるものあるに反し、土地收入 (Terrain einnahmen) なる狹的科目に組入るものあり、或又手数料勘定に、當座勘定貸付勘定よりの収入を含ましむる、ドレスデン銀行あれば、當座勘定よりの収入を含ましむる中部獨逸銀行等ありて、勘定科目の不定不統一驚愕に値する程である、されば各銀

行の發表する營業報告、貸借對照表は同質、同性ならざれば直ちに是れを比較對照すること不可能である、是れを比較せんとせば、銀行の發表する根本數字 (Grundzahlen) を改竄すること肝要である、以下予の引用する數字は改竄したる數字なることを記憶するの要がある、而して此の方法に依らざれば、其實體 (Positive) を把握すること不可能である、今九兼營銀行の總收入を擧げん、但し五年間を平均したるものである。

年 度 (五年平均)	九銀行の總收入 手 數		利子割引料及類 似利益		株式利益(組合 利益を含む)		關係會社より生 ずる利益		雜 收
	千マ ー ク單位	百分率	千マ ー ク單位	百分率	千マ ー ク單位	百分率	千マ ー ク單位	百分率	
一八七一—一七五	三〇,三三〇	100	三,五五〇	17.4	一〇,一〇六	33.3	一,三六一	4.3	一〇,〇五
一八七六—一八〇	三二,八七〇	100	四,二六〇	12.9	一〇,二一八	31.1	一,〇六	3.2	一〇,〇五
一八八一—一八五	三六,八六五	100	七,六八四	20.8	一三,八三二	37.5	七五	0.2	一〇,〇五
一八八六—一九〇	三八,〇三〇	100	七,四四四	19.6	一四,四〇一	37.9	一七五	0.5	一〇,〇五
一八九一—一九五	四〇,〇八	100	一五,六二	39.0	一七,九二	44.8	一四七	0.4	一〇,〇七

一八九六—〇〇 一〇三、九六三 一〇〇 二四、二七九 三三、三 五、六六五 四七、七 一九、二三 八、五〇〇 八、二 五〇三 〇、五
 一九〇一—〇五 一、五、〇四四 一〇〇 三三、四四四 二五、三 三、五六一 四七、〇 二、六三九 一九、四 二、八七〇 八、七 八三〇 〇、六
 一九〇六—一〇 三〇、二九 一〇〇 五五、三三四 二七、〇 九、〇〇三 四七、二 二、九七三 一四、八 二七、六四 八、八 四〇〇 〇、二

前掲表は収入の増減及總收入が如何なる科目に分たれ、而して其科目の収入が如何に異れる發展を爲したるやを示して、獨逸兼營銀行全體としての營業の推移を語るものである、一八七
 一——七五年迄に於いては株式利益は總收入の二割五分六厘を示したるに、一九〇六——一〇年迄に於いては僅に總收入の一割四分八厘たるを示した、然るに其半面、割引、貸附より生ずる

収入及手数料等が總收入の大部分を占むるに至つた、是等は兼營銀行の經營方針の變化を物語るものである、予は最近の兼營銀行に於いて如何に各科目より生ずる収入が其構成要素として總收入に對して比率を成すやを示して、更らに明確に最近に於ける兼營銀行の經營形態を窺知せんとす、此處に最近とは一九〇六——一〇年に至る年度を意味するのである。

銀行名	總收入 (一九〇六—一〇)	手数料	料 類	利子割引及株式利益(組合利益を含む)	關係會社より生ずる利益	雜 收
アシアフハッセンセル銀行組合	100M	100M	100M	100M	100M	100M
商 工 銀 行	28,717	4,531	10,410	5,555	3,439	100
商 引 會 社	20,553	6,333	7,874	4,770	3,116	81
伯 林 商 業 會 社	2,977	6,904	2,766	4,000	3,577	31
中 部 獨 逸 信 用 銀 行	14,991	3,711	8,019	5,109	3,111	14
獨 逸 國 民 銀 行	7,079	1,875	3,355	4,771	3,770	15

依是觀是、總收入中、各銀行を平均して手数料は二割五分乃至三割を占め、利子、割引、手形利益は四割乃至六割、株式及組合利益は五分乃至二割、關係會社より生ずる収入は三分乃至二割五分を占むる、是れを一八七一年—七六年と比較せば獨逸兼營銀行の營業方針が如何に推移したるやを窺知するを得るのである、殊に曾つては獨逸工業資金の供給を其隨一目的とし、佛の Credit Mobilier を模倣して設立せられしとの説——虚妄なるも——ありたる 商工銀行すら株式利益は僅に其總入の二割三分を占むるが如き、或又關係會社よりの収入が八分を占むるを見れば隔世の感がある、此冷靜にして、瞞過すべから

ざる數字は嚴然として、獨逸兼營銀行の營業方針は銀行業務上の正則業務に漸次推移しつゝあるを指示するのである、茲に云ふ正則業務とは普通預金銀行として營む、貸附割引業務を云ひて金融業務なる不正則業務と對稱せらるゝ語である、而して正則業務 (reguläre Geschäft) 及不正則業務 (Irreguläre Geschäft) なる分類は科學的研究より見て、適當なる分類にあらざるも、英獨銀行比較研究の場合頗る價值がある、不正則業務より正則業務への推移との命題は投機銀行より預金銀行への推移との命題と其意義を同じくするものである。されば碩學ゾンバルトが、獨逸銀行と投機とは不分離の關係なりと云ひし

は、直ちに受取ること能はず、況んや彼れは次の言を爲したるに於いてをやである、彼れは曰く

„ Kreditverkehr und Spekulation im deutschen Wirtschaftsleben zu unlöslicher Lebensgemeinschaft Verschmelzen.

Im Kreditverkehr der Banken, in den Werten der Fondsbörse laufen schliesslich alle Fäden zusammen, an denen Produktion und Güterumsatz hängen. (Sombart, Deutsche Volkswirtschaft. S. 202.)

『獨逸銀行と、投機とは獨逸經濟生活に於いて、不分離の生活團體と成るに至れり』との言は過去に於ける同國銀行を語るに適するも現今を説明するに適せず、彼リーサー教授が其大著『獨逸大銀行論』に於いて發行業務 (Emission-geschäft) を普通業務 (Laufende geschäft) なる章中に説明したるは獨逸銀行の普通業務として、此業

務を見たるに依らんも、是れ概念不統一の弊のみならず、最近の獨逸銀行の説明として虚妄としては一概に排斥し能はざるも無條件に服従するを得ない、況んや彼れの Laufende Geschäft は Reguläre geschäft を意味するに於いてをやである。

正則業務より生ずる収入の増加は該銀行の存在の根底を爲す獨逸國民經濟の變化、擴充を語るものである、蓋し純理銀行論より見れば、銀行の分業は其の理想である、あらゆる經濟的施設に於いて分業に伴ふ利益の夥多なるが如く、銀行に於いても世界經濟の進運に順應せんとせば必ず分業を基礎とせざるを得ない、然れども分業の實施には一定の條件を必要とするものである、此根本的條件存せざるに強制的に分業を實行せんとするは、弊多くして、利少く、それは餘りに形式論である、銀行分業の利を擧ぐるに

は、其業務に對して社會の需要存し、其當該業務より生ずる利益を以つて、充分に一營業を支持するに足る場合たるの要がある。獨逸に於ても銀行の分業を以て其理想となし、銀行と取引所の分離を企圖せしものがある、Caesar Straus が其著『獨逸預金制度と其危険』(Unser Depositengeldsystem und seine Gefahren. Frankfurt. 1892) に於いて、全獨逸に只一個の預金銀行の設立を主張せるが如き、或又 Otto Warschauer がコンラード年報 (1904) の『獨逸に於ける預金銀行制度』(Das Depositentankwesen in Deutschland) なる題下に於いて各州に帝國預金銀行の設立を主張せるが如き或又、不正則業務を禁止する意志を以て法律にて、一定したる貸借對照表を強制するを主張したるアルニン伯爵の提唱 (此主張は一八九六年三月十日の『取引所法委員會』にて述べし所にして、其稿本はウェーバーの作り

しものと云ふ) の如きは、其先驅者である、是等の提案が一つも實施するの氣運に至らずリーサーをして „noch seltenere brauchbare Reform-schläge“ と冷笑せしめしものは、實に獨逸經濟の幼稚なる、分業にては其業務の支持困難なりしが爲めであつた、此時に當り獨逸銀行は抽象的、講壇的銀行論の定説に反して、工業を種々なる手段にて援助した、此男々しき態度をユアル氏は、評して曰く

„N'oubliez pas, en effet, que les banques allemandes n'ont pas seulement facilité l'industrie allemandes dans son expansion si formidable; elles en ont été les pionniers et l'essor économique de l'Empire d'Allemagne doit être attribué surtout aux organismes bancaires qui, ayant leur point d'attache central à Berlin, ont du établir à travers tout l'Empire un réseau de succursales aux

mailles très étroites, portant dans les coins les plus éloignés l'action bienfaisante et generatrice de l'abondance du crédit. (Huart. L'organisation du Crédit-en France P. 173-174.)

獨逸銀行が獨逸商工業の援助者たり、或又企業精神 (Unternehmungsgest) の刺戟者たりし事は遂に、天恵少く、萎靡せる獨逸商工業の熾榮を齎した、蓋し、資本主義的精神を以つて經濟體 (Wirtschaftskörper) を充たす事によりて、速かに資本主義的組織に推移するを得るからである、獨逸銀行の蒔きたる種子は漸次生長して、驚歎すべき獨逸商工業となり、而して今や播きたる種子を自ら刈るべき時期となつた、彼の正則業務への漸次的推移は是れを語るのである。蓋し資本の充實と比例して正則業務の發達を見るからである、されば總收入の變化の形態は銀行の國民經濟に及ぼす、貢獻、影響の變化を示すものであつた。

西比利亞の經濟的意義 (下)

阿 部 秀 助

二十四

沿海州が最も農業に適せる地方なりとは久しく、世人の間に信せられしにも不拘、事實、同州面積の三分ノ二以上は丘陵地にして、其間農業に適せる地方は「ウスリー」河の流域と「ハンコ、ヤケ」低地地方「スコトワ」「ミアハ」「シトツア」諸流の流域地方「スカン」「ボジエツト」高地等の地方のみにして、以上地方の特徴は二三の場合を除き、多く是等の地方に於ける河流は秋冬の兩季に於て枯渴し、之れに反して春夏の兩季には恰も瀑布の如き急流を呈すること少からず、加ふるに四月より六月にかけて寒冷なる濃霧に襲はれ、時として此濃霧は七月に及ぶことあり、斯くて歐露方面よりの移住者は自己が未

だ經驗せざる此自然現象の爲めに或は水害の厄に罹り、或者は濃霧の爲めに作物の發育を妨げられ、非常なる困難に遭遇せしが、其後、支那朝鮮兩方面よりの移住者の援助を受くるに至りて茲に以上の困難より輕じて脱するに至れり。

二十五

露國は此地方を占領すると共に、歐露方面よりの移住を奨励せしも、然かも當時陸上に於ける交通の不便なることは、是等の移住者をして歐露方面より此地方に轉せしむるに短くて八ヶ月、長くて約一ケ年半を空費せしめし結果、爲めに政府の保護、奨励も充分なる効果を奏せず、其後、義勇艦隊によりて極東方面との連絡成るや、此機に乗じて之れが移民の増加を計りしも、之れ又た其費用の比較的大なる結果、満足なる解決策とならず、而して此州に於ける眞の

移民事業は西比利亞鐵道開通の當時に始まりしものにして、殊に日露戰役後に於て著しき増加を見るに至りし理由は當時、同戰役に従事せし兵士が歸還後、此地方の有望なるを唱説せしに依りしものにして、斯くて其聲に應じて移住し來りし者は眼をさへぎるものなき沃野の代りに霧深き丘陵地帯の存するを見て大なる失望に打たれしものなりとす、然かも此地方に於ける農民の移住を奨励せしことは一面、木工、鍛工の如き手工業者の移住を助成することとなり、斯くて彼等は此地方の小都會に居住して日本人又たは支那人と競争するに至れり。

二十六

最近、本州に於ける金鑛業は著しく不振の狀態にあり、而して之れが主要なる原因は、資金の缺乏、信用機關の緊縮及勞働上にありては支那人問題にして、而して以上の不振を救済する